

11月1日から受付開始



ひとり親家庭や非課税世帯等の こどもの大学等受験料を補助します

交付対象者

申請時に前橋市内に住民登録があり受験生を養育している保護者等で次のいずれかの区分に該当する方

- 区分1：児童扶養手当受給者（一部支給停止を含む）
- 区分2：世帯員全員が令和7年度市町村民税非課税者
(所得割及び均等割のいずれも非課税の方に限ります。)
※令和7年1月1日時点で日本国に住所を有していない方は対象外)
- 区分3：生活保護受給者
- 区分4：ひとり親家庭の親等で本人の所得等が児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある方

対象経費

令和7年度中に支払った大学等の受験料（大学入学共通テストを含む）
※大学等・・・大学、短期大学、専修学校（専門課程）及び高等専門学校（4年時）
※振込手数料や事務経費は対象経費となりません。

対象となる受験生の年齢

平成18年4月2日以降に生まれた方（19歳世代以下）

補助上限額

受験生1人あたり
53,000円

申請期限

令和8年3月6日（金）必着
※上記以降に受験料の支払を予定している方のみ3月31日（火）まで

申請方法

- ・窓口へ直接持参
- ・郵送（申請期限内必着）
- ・電子申請（右二次元コードから）

[詳細はこちらをご覧ください](#)



申請に必要な書類

- 1 交付申請書
- 2 受験料を支払ったことを確認できる領収書等
【①受験校名 ②受験料の額 ③受験者名（支払者名）④領収日】
※受験票がある方は受験票（写し）も提出してください。
- 3 表面「交付対象者」に記載の該当する区分を証明する書類
 - 【区分1：児童扶養手当受給世帯】
必要書類 児童扶養手当受給者証の写し
※申請日に本市で児童扶養手当を受給中の方は省略可
 - 【区分2：市町村民税非課税世帯（所得割及び均等割いずれも非課税）】
必要書類 世帯全員分の課税（非課税）証明書（令和7年度）
※R7.1.1時点で世帯全員の住民登録が本市にある方は省略可
 - 【区分3：生活保護世帯】
必要書類：生活保護受給者証の写し
 - 【区分4：児童扶養手当と同程度の所得水準世帯】
ひとり親家庭の親又は養育者家庭の養育者のみ申請可
必要書類：①戸籍謄本（受験者と親子関係が確認できるもの）
②課税（非課税）証明書（令和7年度）
※R7.1.1時点で世帯全員の住民登録が本市にある方は②のみ省略可
- 4 振込み先口座の写し【申請者（保護者）名義の口座】

※状況によってその他の書類の提出を求められることがあります。

注意事項

- ・この補助金の申請は、こども1人あたり1回のみとなりますので、複数の学校を受験される方は複数校をまとめた申請をお願いします。
- ・暴力団と関係を有する方の申請はできません。
- ・補助対象となる受験料について、他の自治体から同様の補助金を受け取る（見込を含む）場合には、本補助金の申請はできません。

お問い合わせ先【提出先】

〒371-0014 前橋市朝日町三丁目36番17号

前橋市こども未来部こども支援課子育て給付係

電話：027-220-5701

e-mail：kodomo@city.maebashi.gunma.jp